

令和8年3月27日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

日本医師会認定産業医制度におけるいわゆるコロナ特例措置の終了について
(再度のご周知のお願い)

平素は本会の諸事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意点—その47—」(令和6年10月25日付府医地域医療1課発出)にて既に連絡いたしておりますが、以下について改めてご了知くださいますとともに、貴会会員へ再度のご周知を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本通知発出時点の特例措置対象者に関しましては、本会より別途、郡市区等医師会事務局に依頼いたします「令和7年度郡市区等医師会における産業保健活動に関する調査」に添付の日医認定産業医名簿によりご確認をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、日医認定産業医研修会が相次いで中止となり、認定産業医の認定更新に必要な単位の取得が困難な時期がございました。これを受け、日本医師会は令和2年2月以降に認定期限を迎える認定産業医を対象に、いわゆるコロナ特例措置(①本来の認定期限を過ぎていても、特例措置の終了までは認定産業医とみなす②認定更新に必要な単位を揃え次第、遡及して更新手続きを行うことを認める)を設けています。

しかしながら、本特例措置は令和9年度末(令和10年3月31日)の終了が決定しているため、認定継続を希望し、本来の認定期限に沿った更新手続きができていない認定産業医の先生におかれましては、特例措置終了までに必要単位を揃え、更新の手続きを行っていただく必要がございます。

なお、本特例措置は認定更新の猶予を持たせるものであり、下枠内の例に示す通り、本来の認定期限が延長されるものではありません。従って、現時点の認定期限が令和5年3月31日以前の先生が認定継続を希望される場合は、下枠内の例1のように、特例措置終了までに2回の認定更新が必要となりますので、改めてご留意ください。

例1：現時点の認定期限がR4.11.26の先生

- 特例措置終了(R10.03.31)までに計2回の更新を行うための単位取得が必要。但し、日本医師会では2回分まとめた申請を受け付けていないため、1回目の更新が可能な単位が揃い次第、速やかに1回目の更新手続きを行うこと。1回目の更新後の認定期限はR4.11.27~R9.11.26、2回目の更新後の認定期限はR9.11.27~R14.11.26となる。

例2：現時点の認定期限がR7.01.29の先生

- 特例措置終了(R10.03.31)までに必要単位を取得し、速やかに更新申請を行うこと。更新申請後、次の認定期限はR7.01.30~R12.01.29となる。

【参考】認定証の有効期限と必要な更新回数(日本医師会全国医師会産業医部会連絡協議会)
<https://sangyo-doctors.gr.jp/ExpirationDate/>

<事務局>

大阪府医師会 地域医療課(澤野、石川)

TEL:06-6763-7012